

平成20年度の最終算定月とその対応

1 平成20年度最終算定月

負担金の徴収状況は、別紙のとおりであり、平成20年12月を見込んでいた最終算定月は、1ヶ月遅れの平成21年1月となることが確定した。

2 新番号単価の適用とその対応

(1) 最終算定月が、1ヶ月遅れの平成21年1月となったことから、月額8円の新番号単価の適用は、翌月の2月利用分の電話番号から適用のこととなった。

(2) 特に今回は、番号単価が6円から8円に変更となることに加え、新番号単価月額8円の適用時期についても、これまでと異なり平成21年2月となるため、これらのことを以下のとおり周知を行うとともに、電気通信事業者に対しても周知等を行った。

一般紙への新聞広告

総務大臣認可直後の平成20年11月29日(土)から12月2日(火)にかけて、全国50紙の朝刊に広告を掲載(広告サイズは、半2サイズ、期間中朝刊1回掲載)「番号単価の値上げ」及び「適用予定月」を周知した。

専門紙(日本消費経済新聞)など

番号単価変更の理由などについて、半紙サイズの広告記事を、平成20年12月8日号に掲載、その他、主婦向けに地域を特定し、リビング紙に広告を掲載。

Web広告

共同通信社と地方新聞社が共同運営する「47NEWS」のポータルサイトに12月1日から31日までの1ヶ月間にわたり広告を掲載。

協会ホームページ等での周知

協会ホームページや自動音声・FAX案内サービスにより、新聞広告やWeb広告と連動した形で、出来る限りきめ細かな情報の提供に努めている。

電気通信事業者に対しては、新番号単価の適用の時期を、より明確なかたちで周知を行うのに併せ、番号単価変更についての事業者の周知状況を把握するためのアンケート調査などを実施しているほか1月19日（月）には、最終選定月が1ヶ月遅れとなる旨の周知をEメールにより行うとともに、翌日ホームページにも掲載した。

3 最終算定月対応の調査

(1) ユニバ制度稼働後、初めて最終算定月が1ヶ月遅れとなることについて負担対象事業者においては、お客様への対応等も含め円滑な対応が危惧されていたところである。

(2) このため支援機関においては、番号単価変更に係るユニバーサルサービス料の2月利用分の請求書が事業者から利用者に到着した時期、即ち平成21年3月下旬から4月初旬にかけて、負担対象事業者を対象に、以下の調査を行う予定である。

最終算定月が1ヶ月遅れたことによる自社内において生じた支障と対応内容

お客様対応上生じた支障とその対応内容

その他生じた支障の内容とその対応内容

最終算定月に係る今後想定される支障又は危惧とその対策

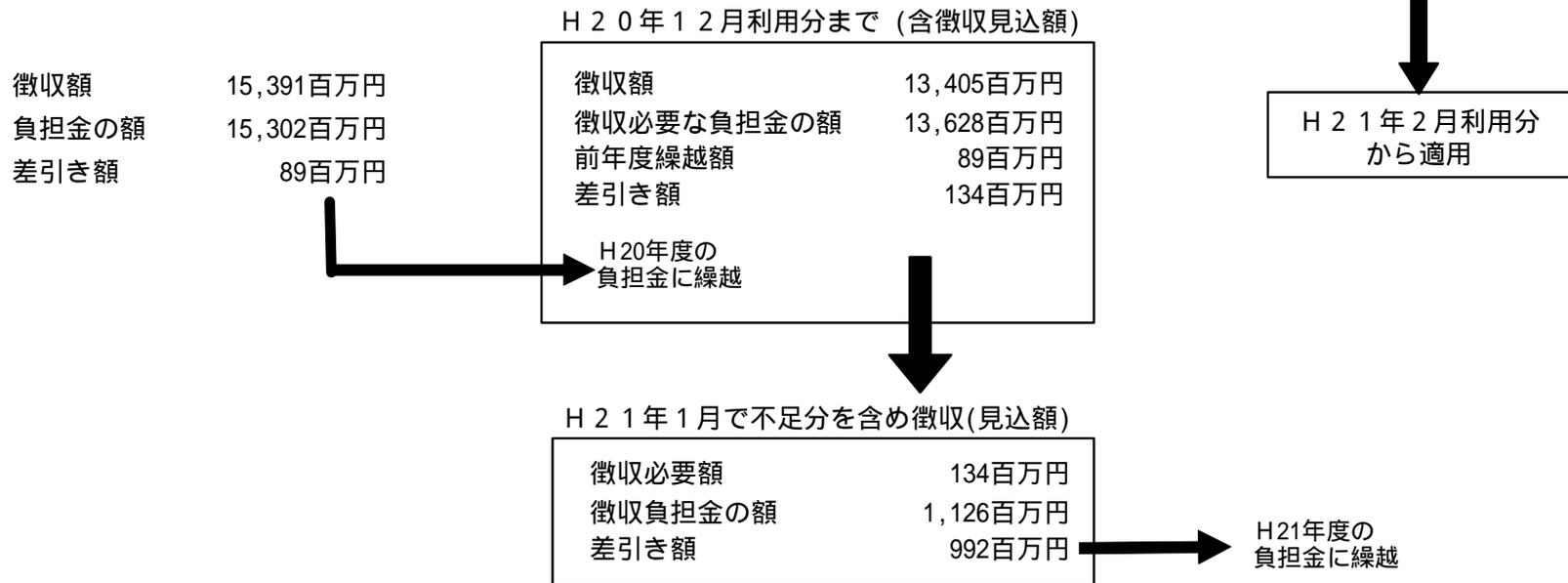
最終算定月に係る上記 ~ を踏まえた要望事項、その他意見

(3) この調査結果を取りまとめの上、必要があれば、4月開催の支援業務諮問委員会に付議し必要な対応を検討のこととしたい。

新番号単価適用実績等

別紙

H 1 9 年度		H 2 0 年度		H 2 1 年度	
1月	12月	1月	12月	1月	12月見込み
負担金の額	15,302百万円	負担金の額	13,628百万円	負担金の額	18,105百万円
補てん対象額	15,178百万円	補てん対象額	13,561百万円	補てん対象額	18,040百万円
支援事務費	124百万円	支援事務費	67百万円	支援事務費	65百万円
番号単価 7円		番号単価 6円		番号単価 8円	



(注)徴収額はN T T 東西の自己負担額を含む